

成年後見もやい

発行者：特定非営利活動法人成年後見もやい
〒456-0031 名古屋市熱田区神宮二丁目3番4号もやいビル

第8号

2021年4月30日発行

電話 052-746-9395

FAX 052-746-9396

メール

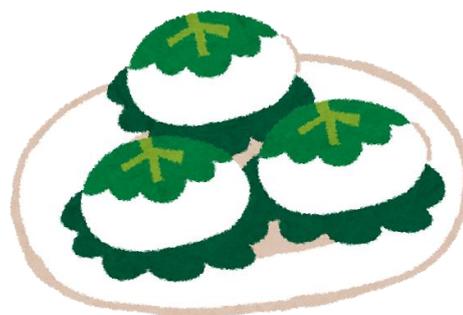
koukenmoyai@hi3.enjoy.ne.jp

コロナウイルスから将来を考える

○「人新世」とコロナウイルス

最近「人(ひと)新世(しんせい)」という言葉をよく耳にする。人類の経済活動が地球のあり方を根本的に変えてしまったという事実を強調するために、「人新世」という地質学の年代の概念が様々な分野で使われている。人間が自然への支配を強めたことによりウイルスのパンデミックを引き起こしたと言われている。今世紀に入ってすでに三種類のウイルスが証明している。(SARS・MERS・今回のCOVID-19)

地球の温暖化がこのまま進めば、永久凍土の中に封じ込められていたウイルスが解放され、新型の未知のウイルスによって動物や人間に感染することが考えられる。地球の気候を中心にすえた環境問題を自らの問題として考え、行動が求められている。環境活動家として活動しているグレタさんは、資本主義が経済成長を優先する限り、気候変動を解決することはできない、「システムそのものを変えるべきだ」と主張している。同感である。



○気軽に相談、利用しやすいもやい目指して

成年後見もやいは、実質4年目の活動に入っています。3年目は新型コロナウイルスのパンデミックにより、活動が大きく制限されました。コロナ禍の中でも新たに15件の新規受任をしました。3月末現在で45件の受任実績となりました。財政的には、社会福祉法人の皆さんの特別会費におおいに助けられ、この一年乗り越えることができました。感謝申し上げます。厚労省は、4月に成年後見制度を利用しやすい制度にと専門家会議を開き、12月までに最終報告をまとめると発表しています。もやいは皆さんに必要とされ、気軽に相談できる組織目指して、今年度の活動のまとめと来年度の方針決定に向けての総会を6月19日(土)に開催し、新型コロナに負けないで活動を前進させていく決意です。

(成年後見もやい理事長 小松由明)

成年後見制度の申立について

もやいでは障害のある方の成年後見人として活動していますが、もやいがその人に代わって成年後見人の申し込みをすることができません。成年後見制度の利用をするためには決められた人（申立権者）が正しい家庭裁判所に申立をしなければなりません。今回は申し立てをする場所と申立権者を紹介します。

○申立をする裁判所について

成年後見制度の申立は本人（成年後見制度を利用しようとする人）が住んでいる場所の家庭裁判所に行きます。住民票の住所や本籍地は関係ありません。また申立人がどこに住んでいるのかも関係ありません。下に例と愛知県内の裁判所と管轄を表にしましたのでご参考にしてください。

- (例①) 住民票は大阪市にあるが、実際には名古屋市グループホームに住んでいる場合
→名古屋家庭裁判所に申立をします。
- (例②) 申立人である親は岡崎市に住んでいて、本人は半田市の施設に入所している場合
→半田支部に申立をします。

※名古屋家庭裁判所の管轄

裁判所名	管轄の市町村
名古屋家庭裁判所	名古屋市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、春日井市、小牧市、瀬戸市、尾張旭市、津島市、愛西市、弥富市、あま市、西春日井郡、愛知郡、海部郡、長久手市
一宮支部	一宮市、稲沢市、犬山市、江南市、岩倉市、丹羽郡
半田支部	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡
岡崎支部	岡崎市、安城市、碧南市、刈谷市、西尾市、知立市、高浜市、豊田市、みよし市、額田郡
豊橋支部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、北設楽郡

○申立権者

成年後見制度では本人の財産管理や身上監護を行います。やり方によっては本人の権利を侵害するおそれがあります。また、成年後見制度は一度申し立てをすると取り下げたり、途中でやめたりすることが難しい制度で、慎重に制度利用を検討する必要があります。そのため、誰でも申立ができるわけではなく限られた人にだけ申立の権限があります。



・本人・配偶者・4親等以内の親族

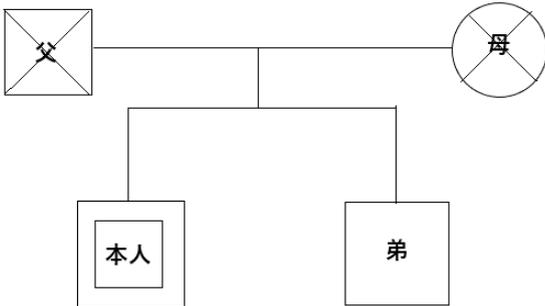
本人やその配偶者、そして本人から見て4親等以内の親族であれば申立をすることができます。親族であれば本人のことをよく知っており、成年後見制度利用の要否について考える事ができるからであると思われます。次のページの表が親族の一例となります。

親等	当てはまる人物（一例）
1親等	親、子
2親等	祖父母、兄弟
3親等	曾祖父母、おじ・おば、甥・姪
4親等	甥・姪の子、いとこ

・市町村長

本人に4親等以内の親族がない場合や本人と疎遠である、親族間に対立があり申立をすることができない場合、本人が住んでいる自治体の市町村長が申立を行います。親族に申立をすることができるか照会をかけるため、時間がかかります。名古屋市の場合、各区の福祉課に相談することになります。

事例



本人の両親はすでに亡くなっています。彼には弟がいましたが交流がほとんどありませんでした。

本人の成年後見制度の利用をすることになりましたが、4親等以内の親族は弟しかいません。弟に申立人になってもらうにもどこに住んでいるのかさえ不明であったので、支援者と区役所に行き市長申立のお願いをいたしました。もやいが成年後見人になることができましたが、区役所に相談をしてから半年以上経過していました。

◎まとめ

このように申立をすることができる人は限られており、申立をする先も一つです。親族申立であれば1ヶ月から長くても3ヶ月程度で後見人をつくことがほとんどです。それに対して市長申立の場合、成年後見人をつくまでに半年以上かかったケースもあります。その間成年後見人（法定代理人）がないことで本人に必要なサービスにつなげられない可能性があります。

もし成年後見制度の利用を検討しているのであれば親族が元気なうちに申立をすることをお勧めします。また、今すぐの利用を考えていない方でも将来に向けて制度を知っていると安心できます。申立の手伝いをしてほしい、成年後見制度について話を聞いてみたいという方はお気軽にもやいまで相談してください。



受任件数

	在宅	入院	グループホーム	施設	合計
後見	3	1	18	14	36
保佐	1	0	6	2	9
補助	0	0	0	0	0
合計	4	1	24	16	45

単位：人

ゆたか福祉会の会報にて連載をしています。

現在ゆたか福祉会の会報にて成年後見制度についての記事を執筆させていただいております。記事は今年の一年かけて成年後見制度や「親なきあと問題」について取り上げていきます。会報はゆたか福祉会のホームページにも掲載されているので是非ご覧になってください。

総会について（予定）

日時：令和3年6月19日（土）14：00～16：00

場所：労働会館（名古屋市熱田区沢下町9-3）

※ コロナウィルスの状況により、昨年と同じく郵送による表決を行う場合があります。詳細は今後お知らせいたします。

成年後見制度のポータルサイトがオープンしました（厚生労働省）

サイト内ではイラスト・動画で成年後見制度について解説されています。また障害福祉事業者向けのページも用意されていますので、成年後見制度の利用を考えている方だけでなく、支援者の方参考になると思います。

「厚労省 成年後見制度」で検索していただくか、成年後見もやいホームページのリンクに「成年後見利用促進ポータルサイト」がありますのでそこからサイトにアクセスできます。もやいのホームページは下のQRコードを読み取ることで簡単にアクセスできます。



もやいのQRコードです。ぜひアクセスしてください。